

第2章 各総室の平成29年度事業概要

第2章 - I 保健総室の概要

I - 1 指導予防課

1 医務薬務

(1) 医務

人口 10 万人当たりの医療施設数、医療従事者数とも、県平均、全国平均よりも少なく、また、医療施設、医療従事者がむつ市に集中しています。

病院等の立入検査は、病院等の医療機関が、医療法その他関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として行っています。

院内の事故防止対策の実施状況の確認のほか、医療従事者の勤務状況の確認に重点を置いて実施しました。

ア 医療施設数等

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区 分	総 数	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
病 院	4	3	1			
病 床 数	632	584	48			
一 般	454	406	48			
精 神	54	54				
結 核						
感 染 症	4	4				
療 養	120	120				
一般診療所	45	36	2	3	1	3
無床診療所	38	30	2	2	1	3
有床診療所	7	6		1		
病 床 数	105	86		19		
歯科診療所	24	20	1	2		1
助 産 所						
施 術 所	30	28	2			
歯科技工所	7	5	1			1

※一般診療所には特別養護老人ホーム等に設置されている入所者専用の医務室等を含む。

イ 医療従事者数

(平成 28 年 12 月 31 日現在)

区 分	総 数	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
医 師	109	99	6	3	1	
歯 科 医 師	31	28	1	1		1
薬 剤 師	87	81	3	3		

ウ 立入検査の状況

区分	27		28		29	
	対象施設数	対象施設数	対象施設数	立入件数	対象施設数	立入件数
病 院	4	4	4	4	4	4
一般診療所	44	16	44	15	45	15
歯科診療所	23	9	23	8	24	9
助 産 所						
施 術 所	32	11	30	13	30	4
歯科技工所	6		6		7	1

エ 救急告示医療機関

(平成30年3月31日現在)

No.	施設名	所在地	告示年月日	TEL
1	むつ総合病院	むつ市小川町一丁目2-8	平成29年2月1日	0175-22-2111
2	国民健康保険大間病院	下北郡大間町大字大間字大間平20-78	平成29年2月1日	0175-37-2105

(2) 薬務

薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業のほとんどは、むつ市に集中しています。薬事監視は主に管理者の適正管理、手続等の記録の保存、制限品目の確認及び服薬指導の実施状況の確認に重点をおき実施しました。

また、麻薬取扱施設についても立ち入りし、記録・残数の確認等、適正使用についての指導を行いました。

ア 薬務関係施設数

(平成30年3月31日現在)

区分	市町村名					
	総数	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
医薬品製造業（専業）	1	1				
化粧品製造販売業	1		1			
化粧品製造業	1		1			
薬局製剤製造販売業	3	3				
薬局製剤製造業	3	3				
薬局	23	21	1	1		
店舗販売業	23	19	1	1		2
一般販売業						
卸売販売業	7	5		2		
配置販売業						
特例販売業						
一般						
歯科						
ガス						
医療機器修理業	4	3		1		
高度管理医療機器等販売業等	33	29	1	3		
管理医療機器販売業等	146	133	7	3	2	1
毒物劇物販売業	36	26	2	5	1	2
一般	27	19	2	4		2
農業用	7	5		1	1	
特定品目	2	2				
麻薬取扱施設	57	49	2	4	1	1

イ 薬務関係監視の状況

区分	年度		27		28		29	
	対象施設	監視施設	対象施設	監視件数	対象施設	監視件数	対象施設	監視件数
医薬品製造業（専業）	1		1		1		1	
化粧品製造販売業	1		1		1		1	
化粧品製造業	1		1		1		1	
薬局製剤製造販売業	4	3	4		3	1		
薬局製剤製造業	4	3	4		3	1		
薬局	23	15	23	11	23	24		
店舗販売業	19	9	20	10	23	2		
一般販売業								
卸売販売業	7	3	7	4	7	6		
薬種商販売業								
配置販売業								
特例販売業	1		1	1				
医療機器修理業	4	2	4	2	4			
高度管理医療機器等販売業等	34	18	34	15	33	23		
管理医療機器販売業等	145	13	144	16	146	7		
毒物劇物販売業	41	20	41	16	36	19		
麻薬取扱施設	57	30	56	32	57	40		

ウ 大麻・けしの除去状況

大麻については、過去に管内で自生していた場所があるため調査しました。

けしについては、不正栽培の発見があり、栽培者に除去させました。

(i) 大麻除去本数

区分	年度		27	28	29
	調査除去延箇所数	除去本数			
管内	調査除去延箇所数				1
	除去本数				
県内	調査除去延箇所数		192	120	200
	除去本数		373, 622	117, 122	106, 523

(ii) けし除去本数

区分		年度	27	28	29
管内	調査除去延箇所数		85	20	18
	除去本数		3, 229	615	246
県内	調査除去延箇所数		339	110	225
	除去本数		18, 930	19, 188	5, 079

エ 献血バスによる献血状況

市町村献血推進協議会により、地域住民への献血思想の普及、職場における献血協力体制の組織化、献血バスの運行の手配等、広く献血活動が行われています。

管内献血者数 平成28年度 1,857人 → 平成29年度 1,819人

献血バス県全体 平成28年度 22,907人 → 平成29年度 25,082人

区分	全血献血（献血バス）				
	目標量 (L)	確保量 (L)	達成率 (%)	200ml (人)	400ml (人)
市町村					
むつ市	561.0	571.6	101.9	40	1,409
大間町	51.0	50.0	98.0		125
東通村	51.0	64.8	127.1		162
風間浦村	17.0	18.0	105.9		45
佐井村	17.0	15.2	89.4		38
管内計	697.0	719.6	103.2	40	1,779
青森県	10,047.0	9,822.4	97.8	1,052	24,030

※ 献血バス（成分バス）は、平成21年度から廃止となっています。

オ 薬物乱用防止啓発活動

実施事項	開催日	場所	対象者	対象人数
青森県薬物乱用防止指導員むつ地区協議会総会	平成29年6月26日(月)	むつ来さまい館	青森県薬物乱用防止指導員	15名
研修会	平成29年6月26日(月)	むつ来さまい館	青森県薬物乱用防止指導員	15名
薬物乱用防止教室	平成29年6月27日(火)	むつ市立関根中学校	生徒及び教職員	36名
薬物乱用防止教室	平成29年7月10日(月)	むつ市立大畑中学校	生徒及び教職員	175名
薬物乱用防止教室	平成29年7月11日(火)	県立大湊高等学校	生徒及び教職員	590名
薬物乱用防止教室	平成29年11月1日(水)	県立むつ工業高等学校	生徒及び教職員	135名
薬物乱用防止教室	平成29年11月9日(木)	県立大湊高等学校川内校舎	生徒及び教職員	19名
薬物乱用防止教室	平成29年12月8日(金)	県立田名部高等学校(定時制)	生徒及び教職員	86名

2 各協議会

(1) 下北地域保健医療推進協議会

この協議会は、青森県保健医療計画に基づく地域における保健医療活動を効果的に推進するために設置しており、保健医療福祉に従事している者、学識経験者、行政機関の職員及び関係団体の役職員等を委員に、地域の課題や取り組みについて協議し、保健医療計画に反映していくものです。

平成 29 年度は、以下のとおり地域協議会及び各部会を開催しました。

開催日時	開催場所	出席数	内 容
平成 29 年 9 月 4 日(月) 18:30～20:00	むつグラ ンドホテ ル	委員 26 名 オブザ ーバー 3 名	◆下北地域保健医療推進協議会、同医療対策部会及び保健対策部会合同会議 <議事> (1)組織体制の見直しについて (2)健康あおもり 21 下北圏域計画「I LOVE 下北健康 21」(第 2 次)重点課題の目標達成状況について (3)「青森県保健医療計画」の見直しについて

(2) 下北地域新型インフルエンザ対策協議会

この協議会は、下北地域における新型インフルエンザ対策の充実を図るため、二次保健医療圏ごとに設置され、医療・消防・警察・行政関係者等を委員に、圏域における新型インフルエンザにかかる医療提供体制や下北地域新型インフルエンザ医療確保シートの策定について協議を行います。

平成 29 年度に協議会の開催はありませんでしたが、下北地域新型インフルエンザ医療確保シートを改正し、協議会委員に送付しました。

(3) 下北地域災害医療対策協議会

この協議会は、災害時において関係機関が連携して地域医療を確保するため、二次保健医療圏ごとに平成 26 年度から設置され、医療・消防・行政関係者等を委員に、災害時の医療提供体制の確保・構築のために協議を行い、災害時には、圏域の災害医療に関する基本的な情報の収集・整理、医療資源の確認及び災害時の医療連携体制を構築するに当たって必要な資源の把握、関係機関の情報共有、医療ニーズの把握・分析等を行います。

平成 29 年度に協議会の開催はありませんでしたが、協議会委員に地域災害医療コーディネーターを追加委嘱しました。

(4) 下北地域健康危機管理協議会

この協議会は、管内における健康危機管理対策を講じるため、二次保健医療圏ごとに設置され、医療・消防・警察・行政関係者等を委員に、管内市町村における健康危機管理対策に関する現状等について協議を行います。

平成 29 年度に協議会の開催はありませんでしたが、下北地域県民局健康危機管理手引書を改訂し、協議会委員に送付しました。